

新しい村 第二期指定管理者
募集要項

宮 代 町

新しい村第二期指定管理者募集要項

1. 施設の目的・沿革

新しい村は、宮代町が推進する「農」のあるまちづくりの理念を具現化するため、地産地消・食育・農家支援の3本の柱の事業を展開する施設として平成13年度にオープンしました。

施設の管理運営については、新しい村を拠点に「農」のあるまちづくりを推進する第三セクターとして設立された(有)新しい村が、平成17年度までは業務委託の受託者として、平成18年度からは指定管理者(指定期間5年)として管理運営を行っています。

2. 施設の概要

- (1) 名称 新しい村
- (2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777-1
- (3) 敷地面積 約13ha(個人所有地、耕作地含む)
- (4) 施設と機能

施設	主な機能
森の市場結・森のカフェ	農産物直売所、喫茶軽食
森の工房	パン・ジャム、惣菜加工所
農の家	生涯・体験学習、有料施設
結の里	市民農園、有料施設
芝生広場	有料施設
ハーブ園、果樹園、ほっつけ水田	交流・体験事業
育苗施設	稲苗等の生産
農業用機械施設	農業用機械の倉庫

3. 指定管理者が行う業務の概要 (詳細は「業務要求水準及び提案要求書」参照)

(1) 宮代町新しい村条例第3条

- ①「農」のあるまちづくりの理念の普及及び情報の提供に関すること。
- ②農産物等の展示、加工、販売及び研究に関すること。
- ③児童生徒その他町民の「農」に関する体験学習に関すること。
- ④「農」に関する研修会及び講習会に関すること。
- ⑤遊休農地の解消等農地の保全に関すること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、新しい村の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(2) 宮代町新しい村条例第5条

- ①新しい村の施設の維持管理に関する業務
- ②利用の承認及び利用の取り消しに関する業務
- ③利用料金の納入及び利用料金の減免、利用料金の返還に関する業務

4. 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

※この期間は議会での議決により決定します。

※ 管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者を解除することがあります。

5. 申請者の資格

当該指定管理者については、(有)新しい村への特命により選定の手続を行うものですが、今後(有)新しい村が以下のいずれかに該当することになった場合は、選定手続の中止又は指定の解除を行うこととなります。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加できない又はさせないことができる者の規定）に該当する者
- ②会社更生法、民事再生法等に基づいて更生又は再生手続きをしている法人等
- ③埼玉県及び宮代町から指名停止措置等を受けている法人等
- ④法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

6. 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類は、原則として全てA4判（印刷の向き：縦、文字方向：横書き）で作成のうえ、縦型ファイルに左綴じで提出してください。
- (2) 応募書類等著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表上必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。
また、提出書類は、理由の如何に問わず返却しません。
- (3) 指定管理者に関する情報について、町に対し情報公開請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合があります。
- (4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (5) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

7. 提出書類

- (1) 宮代町指定管理者指定申請書
- (2) 法人等の定款、もしくは寄付行為及び登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人等の決算関係書類（過去3ヵ年分の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに準ずる書類）
- (4) 法人等の予算関係書類（直近1ヵ年分の事業計画書、収支予算書等又はこれらに準ずる書類）
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（組織図、就業規則、役員名簿等又はこれらに準ずる書類）
- (6) 新しい村管理運営に係る事業計画書、収支計画書

①事業計画書

- i. 指定管理業務を行うにあたっての基本方針
- ii. 管理施行体制
- iii. 事業計画
- iv. 施設の休日及び利用時間の基本方針
- v. 利用料金の基本方針
- vi. その他の提案事項（任意）

※iii事業計画については、指定管理業務を行うにあたっての基本方針、業務実施体制のほか、仕様書の「II. 指定管理者が行う事業内容・要求水準・提案依頼事項」の項目に沿って各事業及び業務の実施方針及び内容を記載してください。特に、1郷土の味加工事業～4農園交流事業の各事業については、具体的な事業内容及びその目標水準（可能な範囲で数値により、現状との比較がわかるように。）の提案をお願いします。

②収支計画

- i. 指定管理業務に係る平成23年度収支計画
- ii. 指定管理業務に係る5ヵ年の収支計画

※上記と合わせて（有）新しい村全体の収支計画（5ヵ年、株式会社耕助を含む）についても提出願います。

8. 提出部数

正本1部、副本12部を提出してください。

9. 申請書類の受付期間

平成22年10月1日（金）から10月12日（火）
午前9時から午後5時まで（土日を除く）

※申請書類等の提出は、直接ご持参ください。

10. 選定の基準

宮代町指定管理者候補者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等を審査するとともに、貴社からの提案事項をプレゼンテーションしていただきます。

審査にあたっては、別に町が定める審査基準に基づき審査を行うとともに、特命による選定の趣旨を踏まえ、必要に応じて事業計画の修正を求める場合があります。

なお、万が一、この修正に申請者が応じないこと等の理由により、審査基準を満たすことが出来ないと選定委員会が判断した場合には、特命による選定を中止（変更）することがあります。

11. 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、町議会の議決を経て、町長が指定します。

(2) 結果の通知

結果については、文書で通知します。

(3) 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、町の掲示板で告示します。

12. 今後のスケジュール

内 容	日時	場所
業務要求水準及び提案依頼書配布	平成 22 年 9 月 10 日 (金)	産業建設課
応募書類提出受付	平成 22 年 10 月 1 日 (金) ～10 月 12 日 (火)	産業政策担当
第 1 回指定管理者候補者選定委員会 ・募集要項及び業務要求水準及び提案依頼書の説明	平成 22 年 10 月 25 日 (月) 13 時 30 分～15 時	未定 (後日ご連絡いたします。)
第 2 回指定管理者候補者選定委員会 ・事業計画書等のプレゼンテーション、質疑応答	平成 22 年 10 月 28 日 (木) 13 時 30 分～15 時	
第 3 回指定管理者候補者選定委員会 ・質疑応答、審議、候補者の決定	平成 22 年 11 月 4 日 (木) 13 時 30 分～15 時	
指定管理者の指定議決	平成 22 年 12 月上旬	
基本協定締結	平成 23 年 1 月下旬	

平成 23 年度協定の締結 指定管理者による業務開始	平成 23 年 4 月 1 日から	
-------------------------------	-------------------	--

13. 業務要求水準及び提案依頼書の配布先及び申請書類の提出先

宮代町産業建設課産業政策担当

住 所 〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

電 話 0480-34-1111

F A X 0480-34-1093

E-m e i l sangyo@town.miyashiro.saitama.jp

様式1（第3条関係）

宮代町指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

宮代町長 様

申 請 者

団体の所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 印

連絡先 _____

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2. 提出書類

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を確認することができる書類
- (4) 申請することができる団体の資格を有していることを証する書類
- (5) 定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類するもの
- (6) その他町長が別に定める書類